

Title	評価規約における収益費用観・資産負債観の意義：意思決定有用性学説 (1)
Sub Title	Two conceptual view of earnings and valuation rule : theory of decision usefulness (1)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2018
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.61, No.5 (2018. 12) ,p.47- 72
JaLC DOI	
Abstract	<p>現行会計実践における評価規約は、どのような要因によって規定されているのであろうか。その点を巡っては、いろいろな考え方があり得ようが、本稿は、今日提唱されている諸評価学説を評価規約の規定要因という視点から類別し、そのうえで、現行会計実践を合理的に説明できる類型を特定化したいと考えている。評価学説の類型化の枠組については、既に、拙稿「収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題(4)」(『三田商学研究』第61巻第3号)において筆者の考えを明らかにしておいた。それによれば、計算対象の論理を組込む類型と、計算対象の論理を排除する類型とに大別されるのであるが、本稿は、そのうちの後者の類型を取り上げることとしたい。この後者の類型に属する評価学説を、本稿は意思決定有用性学説と名付けているが、そこでは、計算目的(損益計算)を最上位概念としつつ、計算目的が達成されるような形で、計算方式が形成されるのである。そして、その計算目的および計算方式を規定要因として、現行会計における評価規約が、導出されるわけである。したがって、そのかぎりでは、[(計算目的⇒計算方式)→評価規約]とでも定式化できるであろう。そこで、このシエーマに従って、現行の評価規約が導出されるプロセスを辿ってみよう。まず規定原理側の諸概念の関係であるが、その計算目的としては、平準化利益観とポラティリティ反映利益観という二項対立が、また計算方式としては、(フローを起点とする)フロー起点方式(配分)と(ストックを起点とする)ストック起点方式(評価)という二項対立が、一般に説かれており、さらに、計算目的と計算方式との関係については、平準化利益観とフロー起点方式(配分)とが、および、ポラティリティ反映利益観とストック起点方式(評価)とが、それぞれ一義的に結び付けられているようである。次に、評価規約の規定原理(利益観・計算方式)と評価規約との関係であるが、この点については、どうやら、平準化利益観(フロー起点方式)からは取得原価・償却原価という評価基準が、他方のポラティリティ反映利益観(ストック起点方式)からは売却時価という評価基準が導出されるようである。しかし、問題は、そうした評価基準と個々の勘定項目とを結び付ける論理である。その点は、必ずしも明確に主張されているわけではないが、どうやら、取得原価には信頼性が具わっていること、および売却時価には目的適合性が具わっていることを前提として、取得原価と売却時価とのトレードオフ関係という概念を用いて説明されるようである。すなわち、信頼性が重視される製品等については信頼性を具備している取得原価が、それに対して、目的適合性が重視される投機目的有価証券には目的適合性を具備し</p>

ている売却時価が、割当てられるということのようである。そのように考えれば、意思決定有用性学説の処理方式の全体像は、次のようになろう。

[図表]

この処理方式の全体像に従って、そこにおける諸概念の有意義性、および諸概念の関係の有意義性を逐一検討することにしよう。この処理方式に準拠するかぎり、①(平準化利益観とボラティリティ反映利益観という)二項対立の有意義性、②利益観と計算方式との一義的關係(平準化利益観とフロー起点方式との一義的關係、およびボラティリティ反映利益とストック起点方式との一義的關係)の有意義性、③(フロー起点方式とストック起点方式という)計算方式の二項対立の有意義性、そして、④評価基準と割当規約との關係の有意義性(売却時価 = 目的適合性と取得原価 = 信頼性とのトレードオフ關係の妥当性)が、問題になる。しかし、この処理方式に拠るかぎり、さらに、平準化利益観に準拠した取得原価・償却原価とボラティリティ反映利益観に準拠した売却時価とが混在することになる点も、問題になる。つまり、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、一般に異質の利益観とみなされているので、⑤異質の利益観に帰属する取得原価と売却時価との加法性が、問われなければならないのである(これは、①利益観の二項対立の有意義性に通底していると言ってよいであろう)。

本稿で纏めた意思決定有用性学説については、以上の5点が検討されなければならないが、本号では、このうちの①・②・③について、取り上げることにしたい。

なお、本稿は、拙稿「処理規約の規定要因-利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って-(1)~(4)」(『三田商学研究』第58巻第6号~第59巻第3号)を改稿したものである。すなわち、旧稿の掲載後に、現代評価学説を類型化する筆者なりの枠組を形成するに至ったが、旧稿も、意思決定有用性学説として、その1類型に位置づけられることになった。そこで、その枠組に沿って、改めて、書き直す必要が生じた。そうした加筆・修正を行なったものが、本稿である。

Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20181200-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約における収益費用観・資産負債観の意義

— 意思決定有用性学説（1） —

笠井 昭次

<要 約>

現行会計実践における評価規約は、どのような要因によって規定されているのであろうか。その点を巡っては、いろいろな考え方があり得ようが、本稿は、今日提唱されている諸評価学説を評価規約の規定要因という視点から類別し、そのうえで、現行会計実践を合理的に説明できる類型を特定化したいと考えている。

評価学説の類型化の枠組については、既に、拙稿「収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題（4）」（『三田商学研究』第61巻第3号）において筆者の考えを明らかにしておいた。それによれば、計算対象の論理を組込む類型と、計算対象の論理を排除する類型とに大別されるのであるが、本稿は、そのうちの後者の類型を取り上げることとしたい。

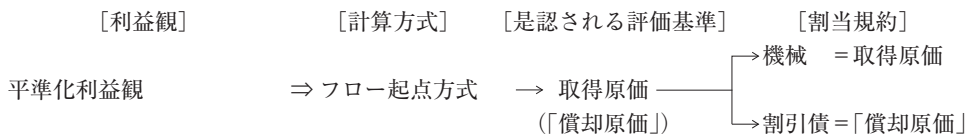
この後者の類型に属する評価学説を、本稿は意思決定有用性学説と名付けているが、そこでは、計算目的（損益計算）を最上位概念としつつ、計算目的が達成されるような形で、計算方式が形成されるのである。そして、その計算目的および計算方式を規定要因として、現行会計における評価規約が、導出されるわけである。したがって、そのかぎりでは、〔計算目的 ⇒ 計算方式〕 → 評価規約〕とでも定式化できるであろう。

そこで、このシェーマに従って、現行の評価規約が導出されるプロセスを辿ってみよう。まず規定原理側の諸概念の関係であるが、その計算目的としては、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立が、また計算方式としては、（フローを起点とする）フロー起点方式（配分）と（ストックを起点とする）ストック起点方式（評価）という二項対立が、一般に説かれており、さらに、計算目的と計算方式との関係については、平準化利益観とフロー起点方式（配分）とが、および、ボラティリティ反映利益観とストック起点方式（評価）とが、それぞれ一義的に結び付けられているようである。

次に、評価規約の規定原理（利益観・計算方式）と評価規約との関係であるが、この点については、どうやら、平準化利益観（フロー起点方式）からは取得原価・償却原価という評価基準が、他方のボラティリティ反映利益観（ストック起点方式）からは売却時価という評価基準が導出されるようである。しかし、問題は、そうした評価基準と個々の勘定項目とを結び付ける論理である。その点は、必ずしも明確に主張されているわけではないが、どうやら、取得原価には信頼性が具わっていること、および売却時価には目的適合性が具わっていることを前提として、取得原価と売却時価とのトレードオフ関係という概念を用いて説明されるようである。すなわち、

信頼性が重視される製品等については信頼性を具備している取得原価が、それに対して、目的適合性が重視される投機目的有価証券には目的適合性を具備している売却時価が、割当てられるということのようである。

そのように考えれば、意思決定有用性学説の処理方式の全体像は、次のようになる。



ボラティリティ反映利益観 ⇒ ストック起点方式 → 売却時価 → 投機目的有価証券 = 時価

この処理方式の全体像に従って、そこにおける諸概念の有意味性、および諸概念の関係の有意味性を逐一検討することにしよう。この処理方式に準拠するかぎり、①(平準化利益観とボラティリティ反映利益観という)二項対立の有意味性、②利益観と計算方式との一義的關係(平準化利益観とフロー起点方式との一義的關係、およびボラティリティ反映利益とストック起点方式との一義的關係)の有意味性、③(フロー起点方式とストック起点方式という)計算方式の二項対立の有意味性、そして、④評価基準と割当規約との関係の有意味性(売却時価=目的適合性と取得原価=信頼性とのトレードオフ関係の妥当性)が、問題になる。しかし、この処理方式に拠るかぎり、さらに、平準化利益観に準拠した取得原価・償却原価とボラティリティ反映利益観に準拠した売却時価とが混在することになる点も、問題になる。つまり、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、一般に異質の利益観とみなされているので、⑤異質の利益観に帰属する取得原価と売却時価との加法性が、問われなければならないのである(これは、①利益観の二項対立の有意味性に通底していると言ってよいであろう)。

本稿で纏めた意思決定有用性学説については、以上の5点が検討されなければならないが、本号では、このうちの①・②・③について、取り上げることにしたい。

なお、本稿は、拙稿「処理規約の規定要因——利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って——(1)～(4)」(『三田商学研究』第58巻第6号～第59巻第3号)を改稿したものである。すなわち、旧稿の掲載後に、現代評価学説を類型化する筆者なりの枠組を形成するに至ったが、旧稿も、意思決定有用性学説として、その1類型に位置づけられることになった。そこで、その枠組に沿って、改めて、書き直す必要が生じた。そうした加筆・修正を行なったものが、本稿である。

<キーワード>

平準化利益観、ボラティリティ反映利益観、フロー起点方式、ストック起点方式、収益費用観、資産負債観、配分、評価、目的適合性、信頼性、目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係、投機目的有価証券、繰延資産、負債性引当金、物量的フロー起点方式、ストック差額方式

今日提唱されている評価学説には、筆者の視点からするかぎり、まず、計算対象の取扱に関して、大きな相違がある。すなわち、評価規約の規定要因として、計算対象の論理を除外する立場と、計算対象の論理を積極的に組込む(ひいては、計算対象の論理を中軸に据える)立場とに大別できるのである。前者は、計算目的(損益計算)を最上位概念として措定するのが一般的であるが、そのうえで、計算方式を、その計算目的(損益計算)が達成できるような形で構成する、と

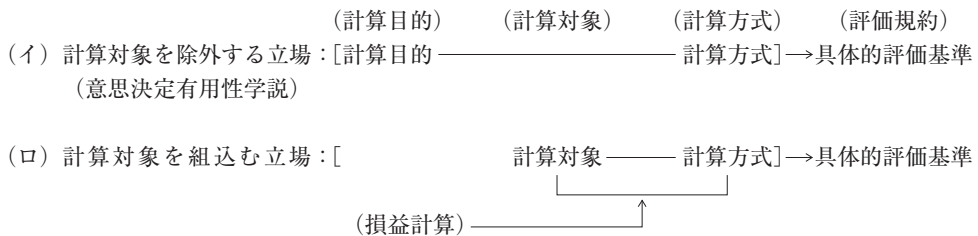
いう方向に向かうのである。これが、今日の通説と言ってよいであろうが、こうした考え方の根底には、もっぱら、算出された利益数値あるいは個々の勘定科目の数値は、情報利用者の意思決定に役立たなければならない、という発想があるとみてよいであろう。逆に言えば、会計上の損益が企業の経済活動によって産出されるという点には（したがって、利益が算出されるプロセスには）、格別に関心がないということになる。こうした今日の一般的な考え方を、ここでは、意思決定有用性学説とよんでおこう。

それに対して、程度に差はあるにしても、評価規約の規定要因として、計算対象の論理に関心を寄せる立場もある。この立場によれば、計算対象と計算方式との関係に基づき、評価規約が、規定されることになるわけである。もちろん、計算目的が定まらなければ、計算対象・計算方式の内容にしても、計算対象と計算方式との関係にしても、定まらないはずであるから、そこでは、損益計算という計算目的が、暗黙裡に想定されていると言ってよいであろう（ただし、損益計算とは異なる計算目的にかかわる分類が導入されている学説もあるが、その場合にも、会計全体としての計算目的は、損益計算にあるとみてよいことが多いように思われる）。しかし、この立場のもとでは、損益計算という計算目的それ自体が、直接的に評価規約を規定するというのではなく、計算対象の構成あるいは計算方式の在り方に影響を与えつつ、直接的にはその計算対象・計算方式が評価規約を規定する、という形態をとることになるわけである。つまり、損益計算なる計算目的という要素は、意思決定有用性学説のように、前面に出ることはなく、計算対象・計算方式への作用を通して、いわば間接的に評価規約に影響を及ぼしているということになる。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表1>

[計算対象の組込の有無による評価学説の類型]



本稿では、計算対象の論理を組込まない意思決定有用性学説を取り上げることにする。

I 意思決定有用性学説における処理方式の全体像

(1) 処理方式の概要

この学説における処理方式（評価規約とその規定要因との関係にかかわる定式化のことは、笠井[2018]の図表32に示したように、[(利益観（平準化利益観・ボラティリティ反映利益観）⇒ 計算

方式（フロー起点方式・ストック起点方式）→ 評価規約] とでも定式化できるであろう。そして、その根底には、意思決定有用性への役立ちということが、強く意識されていると思われるので、本稿では、この立場を、意思決定有用性学説とよんだのである。日本における現代会計学説のほとんどは、この考え方に準拠しているとみてよいのではないだろうか。

ここでは、その典型例として、角ヶ谷 [2009] の主張をみておこう。すなわち、この文献においては、伝統的な会計観（原価主義会計論）とは一線を画するブルー・コーナーと、伝統的な会計観（原価主義会計論）を維持・発展させようとするレッド・コーナーというふたつの対立する立場が提示されたうえで、次のように主張されている（角ヶ谷 [2009] 2～3 ページ、ただし、一重下線および波線は、笠井が付した）。

なお、上述のブルー・コーナーでは、利益の平準化を特徴とする収益・費用中心観（revenue and expense view）に基づく利益（フロー志向的利益）ではなく、ボラティリティの反映を特徴とする資産・負債中心観（asset and liability view）に基づく利益（ストック志向的利益）が用いられる。

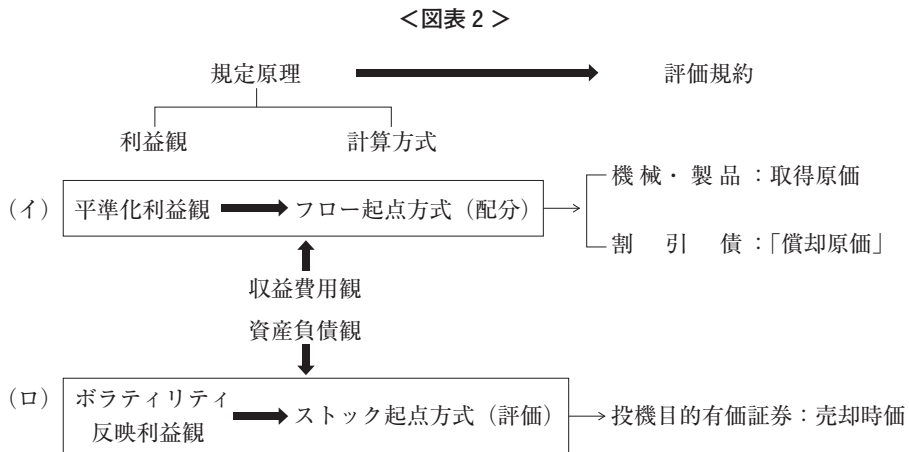
この引用文から明らかなように、収益費用観の特質としては、平準化された利益とフロー志向的利益とが、そして資産負債観のそれとしては、ボラティリティを反映した利益とストック志向的利益とが、強調されている。逆に言えば、一方、平準化された利益とフロー志向的利益とが、他方、資産・負債の評価額（時価額）のボラティリティが反映された利益とストック志向的利益とが、その関係が不明なままに、それぞれワンセットにされ、収益費用観および資産負債観として括られているわけである。FASB 的な考え方をほぼ踏襲したものと言ってよいが、日本の評価学説は、おおむね、このような理解にたっているようである。しかし、その具体的内容は、上記の引用文では、必ずしも明らかではないので、当面必要なかぎりにおいて、もう少し詳しく、その概念規定をみておこう。

この意思決定有用性学説においては、収益費用観の核心は、おそらく、利益の平準化という利益観にあるのであろうが（以下、平準化利益観と言う）、同時に、それは、「フロー志向的利益」という概念といわば同格的に等置されている。フロー志向的利益という用語の意味内容は、必ずしも明らかではないが、フロー（収益・費用）を起点として立論し、ストックは、その結果として導出される、というものであろうか。それは、おそらく、フローとストックとの関係にかかわる計算方式といった概念を意味しているのではないだろうか。そうであれば、この計算方式は、[F→S] とでも表現できるが（F：フロー、S：ストック）、これを、ここでは、フロー起点方式とよぶことにする。

このように考えれば、収益費用観については、その内部構造は、（平準化利益観という）利益観と、（フロー起点方式という）計算方式とからなっているわけである。このように、利益観および計算方式というふたつの概念によって定義されている点に、つまり定義の多重性に、この収益費用観の特徴があると言ってよいであろう。

そして、おそらく、この両者が評価規約の規定原理となって、取得原価および「償却原価」が導出されるのであろう。

ここでは、取得原価評価が援用される項目としては機械・製品、他方、「償却原価」評価が援用される項目としては割引債を取り上げることとし、以上で述べたことを纏めれば、次の(イ)のようになろう(このうちフロー起点方式については、当初の条件のもとに、まずフローの配分がなされる点が立論の基礎になっていることから、配分スキームともよばれているようである)。



資産負債観についても、形式的には同じことが言えるであろう。すなわち、資産・負債のボラティリティを反映する利益(以下、ボラティリティ反映利益観と言う)を中核としつつ、それが、同時にストック志向的利益という概念といわば同格的に等置されている。このストック志向的利益観を、ここでは、資産・負債のストックを起点にしつつ、その差額としてフロー(損益計算要素)を導出する計算方式([S→F]とでも表現できる計算方式)と理解し、ストック起点方式とよべば、この資産負債観は、ボラティリティ反映利益観という利益観とストック起点方式という計算方式とによって定義されているわけである。ここでも、そうした定義の多重性に、この資産負債観の特徴があるわけである。そして、こうしたボラティリティ反映利益観とストック起点方式とが規定原理となって、時価が導出されるのではないだろうか。これに属するのは、投機目的有価証券(一般的には、売買目的有価証券とよばれているが、その名称だと、売却損益の獲得を企図していると誤解されがちなので、本稿では、以下において、投機目的有価証券という勘定名を用いることにする)のみとみなされている(このストック起点方式については、売却時価で評価されることから、価値評価スキームあるいは評価スキームともよばれているようである)。

以上を纏めれば、図表2の(ロ)のようになるであろう。

(2) 個々の勘定項目への評価基準の割当規約に関する疑問

意思決定有用性学説に関する処理方式の全体像は、図表2のように描けると筆者は考えている。

ただし、そこでは、現行会計実践における評価規約とその規定原理（利益観・計算方式）との、論者により主張されている関係をいわば結果的に表示しているだけであり、その道筋の論理的妥当性を肯定しているわけではない。その点は後に詳細に検討しなければならないが、さしあたっての疑問を言えば、利益観・計算方式という概念から、はたして、機械・製品、割引債、あるいは投機目的有価証券といった個々の勘定項目について、それぞれ、取得原価、「償却原価」、あるいは売却時価といった個々の評価基準の割当が、理論的に導けるのであろうか。例えば笠井[2018]のⅢ(3)(4)でみたように、計算対象の論理を組込む学説であれば、機械・製品、割引債、あるいは投機目的有価証券等を、その経済的性質に従って分類しつつ、その経済的性質に適合する取得原価、「償却原価」、あるいは売却時価といった評価基準を割当てることが、理論的に可能であろう。

しかし、意思決定有用性学説が準拠しているのは、資本等式（[資産 - 負債 = 純財産]）であるが、この等式では、負債も負の財産とみなされ、その結果として、1時点の純財産額が算出される（そして、それを用いて、2時点比較による利益額が算出される）という点に、その特質が見出されるのである。このように、意思決定有用性学説においては、資本等式は、2時点比較による損益計算の根拠という役割を果たしているだけであり、それ以上の役割は期待されていない。したがって、この資産・負債につき、経済財の性質に従って体系的に再分類されることは、ない。このように、この意思決定有用性学説においては、一般に、そうした計算対象を識別する論理は、組込まれていないと考えるべきであろう。

そうであれば、意思決定有用性学説において、機械・製品、割引債、あるいは投機目的有価証券といった個々の勘定項目について、どのような論理で、取得原価、「償却原価」、あるいは売却時価といった評価基準が、割当てられるのであろうか。しかし、そのプロセスは、必ずしも明らかにされていないように思われるのである。そこで、この点につき、筆者の推測を交えて、若干の考察を加えておこう。

意思決定への役立ちという最高規範からすれば、会計において算出された利益額と意思決定との関係こそが、最重要であろう。そして、そうした利益額を規定するのは、利益観に他ならない。そうであれば、是認される評価基準の種類は、利益観から選定できるのかもしれない。例えばボラティリティ反映利益観（ストック起点方式）に依拠すれば、売却時価が是認されようし、平準化利益観（フロー起点方式）にたてば、取得原価あるいは「償却原価」が是認される、ということなのであろうか。必ずしも定かではないが、当面、このように考えておこう。

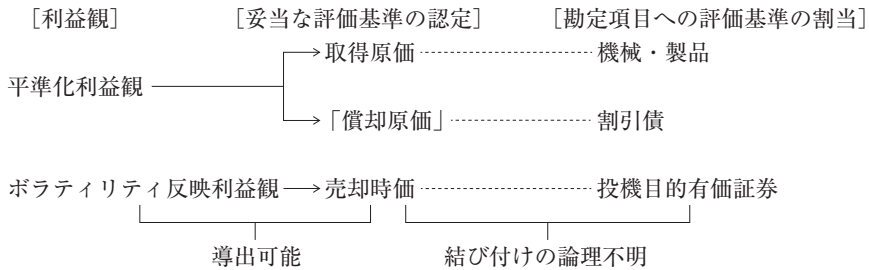
しかし、その場合にも、利益観（計算方式）から言えることは、利益観（計算方式）に適合する評価基準は何か、ということの選定までなのではないだろうか。それを越えて、取得原価は機械・製品に、「償却原価」は割引債に、そして売却時価は投機目的有価証券に、それぞれ割当てることが妥当である、と言えるのであろうか。逆に言えば、機械・製品には取得原価を、割引債には「償却原価」を、そして投機目的有価証券には売却時価を、それぞれ割当てなければならないと言える論理を利益観（計算方式）は内包しているのであろうか。その点、筆者は懐疑的である。前述のように、計算対象の類別が組込まれていれば、その計算対象の経済的性格に基づいて、

割当の論理を提示することができるかもしれない。しかし、計算対象の論理に無縁な意思決定有用性学説においては、個々の勘定項目への評価基準の割当のメルクマールを計算対象の類別に求めることは、不可能であろう。

それでは、どのような論理に依拠しているのであろうか。それが不明なのである。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表 3>



しかしながら、個々の勘定項目への評価基準の割当がなされないかぎり、会計実践は、説明できない。そうであれば、計算対象の論理を組込んでいない意思決定有用性学説においては、その割当のメルクマールを、計算対象の類別以外に求めざるを得ない。それは、具体的には、どのように考えたらよいのであろうか。

この点に関しては、一般的には、FASBのSFAC（第1号・第2号・第5号）によって展開された、(情報が意思決定に役立つための) 目的適合性と信頼性というふたつの基本的特性のトレードオフ関係に着目した考え方が、暗黙裡に想定されているのかもしれない。すなわち、時価というのは、評価時点の最新のデータ（評価時点における将来期待できるキャッシュインフローの最新の予測値および最新の利子率）を用いた割引現在価値に基づいているのであるから、市場の動向をそのまま反映している。したがって、目的適合性という要件は満たしているが、それだけに、信頼性という要件には欠けている。それとは対蹠的に、取得原価（「償却原価」）は、取得時の現金支出額に基づいているので、信頼性はあるが、しかし、市場における価値あるいは時価の変動を反映していないので、目的適合性は満たされていない、と一般的にはみなされているようである。こうした前提のもとに、今日のところ、機械・製品と割引債については、信頼性が重視されたので、取得原価・「償却原価」が用いられるが、投机目的有価証券については、目的適合性が重視されるので、時価が用いられる、と考えるわけである。

こうした見方によれば、目的適合性と信頼性とのどちらに重点を置くかにより、売却時価で評価することも可能であるし、取得原価で評価することも可能である、ということになろう。つまり、こうした見方の根底には、目的適合性と信頼性との比重を任意に変化させ得る、といった考え方があってよいのではないだろうか。こうした関係が、いわゆるトレードオフ関係に他ならない。

もっとも、結論的には、後に述べるように、そうした理解が、理論的に成立するとは筆者は考えていない。なぜなら、会計の計算目的を、筆者は資本委託としての会計責任概念に基づく利益の算出に求めているが、その場合には、目的適合性と信頼性という要件は、共に充足されていなければならないように思われるからである。つまり、そこで算出されたものが利益であるかぎり、会計上の数値は、損益計算として妥当なものでなければならないはずである。しかのみならず、その利益が会計責任に基づくそれであるかぎり、つまり会計責任を伴うものであるかぎり、会計上の数値は、おのずと確実性（取引が後戻りしないこと）・確定性（数値が定まっていること）を帯びていなければならない。ここに、前者の損益額としての妥当性の充足を目的適合性、後者の確実性・確定性の充足を信頼性という用語で表現すれば、評価規約にしても、基本的には、目的適合性および信頼性という要件を共に充足するように形成されていると思われるのである。¹⁾

しかし、それは後に詳述するとして、当面の問題に話を戻せば、個々の勘定項目への、(取得原価・「償却原価」かあるいは売却時価かといった)評価基準の割当のメルクマールを、計算対象側の類別に求めることができない意思決定有用性学説においては、情報側の要件を探求せざるを得ないが、その場合には、この信頼性と目的適合性とのトレードオフ関係といった概念などが、有力な考え方になるのではないだろうか。そこで、当面、この方向の論理を追うことにしよう。

周知のように、FASBは、財務報告の目的として、SFAC第1号において、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」(平松・広瀬訳[2010]第1号「34」,26ページ)と述べている。そして、このように、会計(財務報告)の目的を、意思決定に有用な情報の提供にあると規定したうえで、会計情報を有用にする基本的特性につき、次のように述べている(平松・広瀬訳[2010]第2号「42」,83ページ,傍点は笠井)。

財務情報が有用であるためには、情報に目的適合性があり、かつ信頼性があるものでなければならないが、情報は両者の特徴を程度を異にしてもつことがある。目的適合性と信頼性は、一方を完全になくすわけにはいかないが、相互に入れ替えることはできる。

こうした表現からすれば、会計情報が意思決定に有用であるためには、目的適合性と信頼性とが必要であるが、その場合、信頼性に比重を移したり、逆に目的適合性に重心を移したりするこ

1) なお、会計記録が信頼性を持っているからと言って、ここでの利益概念として、業績表示利益に対する処分可能利益を想定しているわけではない。筆者は、業績表示利益と処分可能利益とを対立概念とは考えていない。つまり、業績を意味する利益であるからこそ、処分可能のはずであり、業績とは無関係に処分可能利益といった概念を構成することは、およそ不可能であろう。したがって、業績表示利益=処分可能利益という関係にあるというのが、筆者の考えである。

利益概念に信頼性も不可欠であるというのは、それが、会計責任に規定された利益だからである。つまり、投資家等の第三者から委託された資本について、その運用の顛末を報告するのであるから、その報告は、資本委託者の納得を得られるものでなくてはならず、ここに、記録にしても、信頼性のあるものでなくてはならないのである。この点で、単に、意思決定者に役立つ情報とは、根本的に異なっているのである。この点については、笠井[2013a]Ⅱ・Ⅲを参照されたい。

とが、可能のようである²⁾。つまり、目的適合性と信頼性とはトレードオフ関係になければならないわけである。

問題は、そうした基本的特性が、評価規約にどのような影響を及ぼすかという点である。その点につき、津守 [2002] は、次のように述べている (津守 [2002] 233ページ)。

目的適合性に重心が移動すれば主観性が強まり、信頼性に重心が傾けば客観性が強まる。これを測定属性に即していえば、前者の場合には時価主義的傾向が強まり、後者の場合には歴史的原価主義の傾向が強まる。

以上のように、目的適合性および信頼性のどちらを重視するかによって、時価評価か原価評価かのいずれかが選択されるのであるが、そのことは、津守 [2002] によれば、時価評価と原価評価との二項対立の根底にあるものを示唆しているという (津守 [2002] 237ページ)。

事実を直視すれば、FASBの「概念フレームワーク」に関する議論が開始されて以後四半世紀、その間、絶え間なく繰り返されてきた論争の焦点をなすものは、歴史的な原価と時価との選択の問題であった。この論争は、しばしば収益費用中心観と資産負債中心観との対立という外観をとって登場しながら、その基底には「信頼性」と「目的適合性」、客観性と主観性との対抗関係が常に据えられていたのである。

このように、目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係は、評価規約にも決定的な影響を与え、時価評価と原価評価とのトレードオフ関係となって顕現化したのである。

以上のような津守 [2002] の見解は、今日の米日の会計学界の動向を適切に集約していると言ってよいであろう (ただし、そうした動向が理論的に妥当であるかどうかは、別問題である)。したがって、これに依拠して当面の個々の勘定項目への評価基準の割当に関する規約を整理すれば、次のようになる。すなわち、「取得原価・償却原価」という評価基準には信頼性はあるが目的適合性はないのに対して、売却時価には目的適合性はあるが信頼性はないこと、かつ「信頼性と目的適合性とは、任意に選択できるといういわゆるトレードオフ関係にあること」というふたつの命題を大前提にすれば、今日では、機械・製品と割引債とについては、信頼性が重視されているので取得原価・償却原価が割当てられるのに対して、投機目的有価証券に関しては、目

2) SFACの用語法によれば、例えば「目的適合性に重心がある」というとき、その含意は、「目的適合性は充足されているが、信頼性にしても、十分ではないが、ないわけではない」ということであろう。つまり、何ほどかの信頼性はあるにしても、「信頼性に比重がある」という状態のような信頼性はない、ということなのではないだろうか。

しかし、こうした用語法では、「目的適合性に重心がある」というときにも、「信頼性に比重がある」というときにも、程度の違いこそあれ、共に信頼性があることになり、用語法上の混乱を招く可能性がある。

そこで、そうした混乱を避けるために、「目的適合性に重心がある」という状態のときには、本稿では、「目的適合性は具備しているが、信頼性は欠如している」と、また「信頼性に比重がある」という状態のときには、「信頼性はあるが、目的適合性はない (欠如している)」と、表現することにする。

的適合性が重視されるので売却時価で評価される、ということになる。

以上を纏めれば、次のようになる。³⁾

<図表 4 >

[個別的勘定項目への評価基準の割当規約]

評価基準と情報特性	勘定項目と情報特性	勘定項目への評価基準の割当規約
取得原価・「償却原価」： 信頼性の存在	機械・製品と割引債： 信頼性の重視	機械・製品と割引債： 取得原価・「償却原価」の割当
売却時価： 目的適合性の存在	投機目的有価証券： 目的適合性の重視	投機目的有価証券： 売却時価の割当

意思決定有用性学説における個々の勘定項目への評価基準の割当に関する規約は、当面、そのように考えておこう。そのうえで、次に、意思決定有用性学説の処理方式（評価規約とその規定要因との関係にかかわる定式化）の理論的問題点を検討することにする。

なお、意思決定有用性学説というのは、意思決定への役立ちという漠然とした根拠に基づいているためか、もともと、その概念関係が曖昧なので、多様な構成の仕方があり得るのであるが、上記で纏めた理解は、有力な道筋と言ってよいであろう。本稿は、この道筋に則って、意思決定有用性学説の本質に迫ることとしたい。

II 意思決定有用性学説の処理方式についての理論的問題点の整理

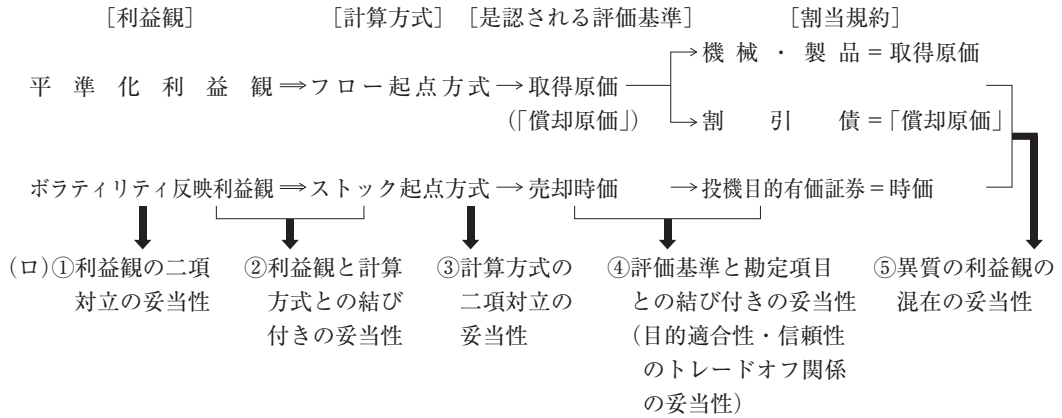
以上において、意思決定有用性学説に関する処理方式を概観したので、次に、その理論的問題点を整理することにしよう。個々の勘定項目への評価基準の割当規約については、図表 4 に纏めたような、[取得原価＝信頼性]と[売却時価＝目的適合性]とのトレードオフ関係によって補完しておけば、意思決定有用性学説の処理方式の全体像（イ）、およびその理論的問題点（ロ）は、次のように纏められるであろう。

3) 図表 4 においては、勘定項目への評価基準の割当は、「評価基準と情報特性との関係」および「勘定項目と情報特性との関係」の 2 点から導出されている。しかし、その 2 点の妥当性は、意思決定有用性学説によって特に論証されているわけではない。

このうち、前者の「評価基準と情報特性との関係」は、論理的に論証可能な概念関係なので、後に私見を述べるつもりである。他方、後者に関して、今日、「機械・製品と割引債については、どうして信頼性が重視されるのか」、および「投機目的有価証券については、どうして目的適合性が重視されるのか（投機目的有価証券は、旧実践においては取得原価で評価されていたので、信頼性が重視されていたと思われるのに、どうして、投機目的有価証券のみが信頼性重視から目的適合性重視に転換したのか）」ということが論証されていなければならないが、この点についても、ほとんど言及がない。この点は、筆者には、まったく理解不可能なので、ここでは、その疑問を提起することと定める。

<図表 5>

(イ) 意思決定有用性学説の処理方式の全体像



意思決定有用性学説の処理方式は、(イ) のようになると思われる。そして、それに対応して、その理論的問題点を整理したのが、(ロ) であるが、ここでは、大別して、5点の理論的問題点を指摘しておこう。すなわち、まず①利益観の二項対立の問題であるが、標準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立に、理論的妥当性があるとしたら、その二項は、分類としての有意義性をもたなければならない。すなわち、すべての勘定項目の処理規約は、その二項のうちのいずれかひとつの利益観に属していなければならないはずである。換言すれば、どちらの利益観にも属さないような処理規約、あるいはその逆に、ふたつの利益観のいずれにも属するような処理規約があってはならない、ということであるが、意思決定有用性学説における標準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立は、これまでのところ、漫然と主張されているだけで、そうした有意義性を具えているかどうかについては、まったく論証されていないのである。そこで、その点を具体的な事例によって検討しなくてはならない。

なお、そこでの検討結果によれば、実は、利益観としては標準化利益観に属するとみなすことも不可能ではないにもかかわらず、計算方式としてはストック起点方式に帰属するとみなさざるを得ないような会計処理が、存在するのである。したがって、(イ) に示したような、標準化利益観とフロー起点方式との一義的結び付き、およびボラティリティ反映利益観とストック起点方式との一義的結び付きは、いささか単純化されすぎており、理論的に成立しない可能性があるのである。そこで、②利益観と計算方式との一義的結び付きの妥当性を確かめておかななくてはならない。

次に、③計算方式の二項対立であるが、これも、利益観の二項対立の妥当性の問題と同断であろう。つまり、この問題を積極的に論証しようと試みた文献は、石川 [2003] を除き、筆者は寡聞にして知らない。したがって、その妥当性が論証されているとは、とうてい言えないのである。そこで、改めて、ここに検討しなければならない。

また、④個々の勘定項目への評価基準の割当規約の妥当性については、既に、I (2) で若干

ふれたが、[売却時価 = 目的適合性]と[取得原価・「償却原価」 = 信頼性]とのトレードオフ関係にかかわっている。しかし、このトレードオフ関係の妥当性についても、十分な論証が行なわれているとは言い難いので、ここで検討しなくてはならない。

そして、最後に、⑤ふたつの利益観の混在の問題であるが、平準化利益観とボラティリティ反映利益観とは、一般的には、異質の利益観（相対立する利益観）とみなされている。したがって、例えば平準化利益観に依拠して算出されたとする製品の利益額と、ボラティリティ反映利益観に依拠して算出されたとする投機目的有価証券の利益額との加算額に、統一的な意味が見出せるのか、という疑問が残るのである。

ここでは、以上の5点をⅢからⅦにおいて論じることにしてしよう。

Ⅲ 利益観の二項対立の妥当性

まず①平準化利益観とボラティリティ反映利益観という利益観の二項対立の妥当性いかに検討しよう。この平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立が、有意義な分類であれば、その二項は、矛盾関係になければならないので、すべての処理規約は、必ずどちらか一方の利益観に帰属するはずであろう。すなわち、その処理規約が、平準化利益観とボラティリティ反映利益観との両方に帰属したり、その逆に、そのふたつの利益観のいずれにも帰属しない、といった事態が生ずることなど、あり得ないのではないだろうか。

しかし、そうした事態が生じないことは、本当に、理論的に論証されているのであろうか。平準化利益観・ボラティリティ反映利益観といった二項対立を用いるのであれば、あらかじめ、そうした検討をしておくことが、会計理論の役割なのではないだろうか。しかるに、今日の会計理論は、もっぱら意思決定への役立ちの側面にしか関心をもたない。したがって、平準化利益観によればかくかくの意思決定を阻害し、ボラティリティ反映利益観によればしかじかの意思決定に役立つ、といった議論しかなされていない、というのが実状であろう。そこで、この点を、筆者なりに検討しなくてはならない。ここでは、まず（1）において投機目的有価証券の原価評価および時価評価の事例、そして（2）において繰延資産・負債性引当金の処理規約の事例によって考えることにする。

（1）投機目的有価証券の原価評価・時価評価の事例

いま投機目的有価証券につき、第Ⅰ期に100で購入し、その時価は、第Ⅰ期期末には120、第Ⅱ期期末には160、売却した第Ⅲ期には170であったとしよう。その場合の処理は、次のようになる（ここでは、一般的理解に従って、売却時には売却損益が生ずるとみなしておこう）。

<図表 6 >

	原価評価 (Y)	時価評価 (Z)
第Ⅰ期購入時	有価証券 100, 現 金 100	有価証券 100, 現 金 100
第Ⅰ期期末	—————	有価証券 20, 保有利得 20
第Ⅱ期期末	—————	有価証券 40, 保有利得 40
第Ⅲ期売却時	現 金 170, 有価証券 100 売却益 70	現 金 170, 有価証券 160 売却益 10

投機目的有価証券の原価評価の処理 (Y) および時価評価の処理 (Z) は、どの利益観によって説明されるのであろうか。まず時価評価の処理 (Z) をみてみると、これは、時価で評価替えされているのであるから、当然、ボラティリティ反映利益観に帰属していることになろう。しかし、原価評価処理 (Y) の場合には、全体利益70が第Ⅲ期売却時に一括して計上されるのに対して、時価評価処理 (Z) の場合には、その全体利益70は、時価に変動があった期間に分割して計上されるので、第Ⅰ期に20、第Ⅱ期に40、そして第Ⅲ期に10と配分される。この場合、もし平準化された利益なるものがあるとすれば、原価評価による処理 (Y) ではなく、むしろ時価評価に基づく処理 (Z) であろう。したがって、投機目的有価証券の時価評価に基づく処理 (Z) は、平準化利益観に属しているとも言えるのである。つまり、投機目的有価証券の時価評価処理 (Z) は、ボラティリティ反映利益観にも平準化利益観にも帰属している、ということになるのではないだろうか。

それに対して、原価評価の処理 (Y) は、どうであろう。これは、評価替えは一切しないのであるから、もちろんボラティリティ反映利益観ではないが、上記したように、時価評価の処理 (Z) と比べれば、平準化利益観でもない。つまり、原価評価処理 (Y) は、ボラティリティ反映利益観でもないし、平準化利益観でもない。そのかぎりでは、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という分類では、説明不可能な処理ということになるのではないだろうか。

以上の知見からすれば、投機目的有価証券の原価評価 (Y) および時価評価 (Z) は、「処理規約は、必ず平準化利益観・ボラティリティ反映利益観のどちらか一方に帰属しなければならない」という原則に悖っていると言わざるを得ない。つまり、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という分類は、理論的に破綻しているということである。

(2) 繰延資産・負債性引当金の処理規約の事例

次に、繰延資産 (擬制資産)、および負債性引当金 (擬制負債) の事例を検討しよう。いま、第Ⅰ期期首に広告宣伝費90を現金支出し、その広告効果が3年間 (会計期間は1年) あると想定されるので繰延処理をするケース、および第Ⅲ期期末に修繕代金90の現金支出が予定されている特別修繕費を第Ⅰ期・第Ⅱ期の期末に見越処理するケースを取り上げ、その仕訳を示せば、次のようになる。

<図表7>

(イ) 繰延資産

	擬制資産計上 (M ₁)	擬制資産非計上 (N ₁)
第Ⅰ期期首	繰延資産 90, 現金 90	広告宣伝費 90, 現金 90
第Ⅰ期期末	広告宣伝費 30, 繰延資産 30	_____
第Ⅱ期期末	広告宣伝費 30, 繰延資産 30	_____
第Ⅲ期期末	広告宣伝費 30, 繰延資産 30	_____

(ロ) 特別修繕引当金

	擬制負債計上 (M ₂)	擬制負債非計上 (N ₂)
第Ⅰ期期末	修繕費 30, 修繕引当金 30	_____
第Ⅱ期期末	修繕費 30, 修繕引当金 30	_____
第Ⅲ期期末	修繕費 30, 修繕引当金 30	修繕費 90, 現金 90
	修繕引当金 90, 現金 90	

繰延資産および特別修繕引当金のいずれの場合にも、それを計上する処理 (M₁・M₂) は、現金支出額が、その支出時点に費用化されるのではなく、繰延あるいは見越により複数期間に配分されるのに対して、それを計上しない処理 (N₁・N₂) では、現金支出時に一括的に費用とされている (つまり、現金主義会計的な処理がなされている)。したがって、利益の平準化が、擬制資産・負債を計上する処理 (M₁・M₂) では、なされているのに対して、擬制資産・負債を否定する処理 (N₁・N₂) では、なされているとは言えない。その意味で、たしかに、擬制資産・負債を計上する処理 (M₁・M₂) および擬制資産・負債を否定する処理 (N₁・N₂) は、利益の平準化をメルクマールとして区分されていると言ってよいであろう。

したがって、擬制資産・負債を計上する処理 (M₁・M₂) は、平準化利益観に帰属していると言ってよいであろう。しかし、それでは、擬制資産・負債を否定する処理 (N₁・N₂) は、どうであろうか。たしかに、平準化利益観に属していないとは言えるであろうが、しかし、そうだからと言って、ボラティリティ反映利益観に属していると言えるだろうか。言うまでもなく、属しているとは言えない。なぜなら、ここで取り上げた擬制資産・負債の計上の有無は、繰延資産のケースでも特別修繕引当金のケースでも、格別に、ストックの評価額の変動を反映するかしないかということと関係しているわけではないからである。そこでは、現金支出時点と費用化時点との関係をどう考えるかという点が、問題になっているにすぎない。すなわち、擬制資産・負債の計上を否定する処理 (N₁・N₂) のように、現金支出をもって費用と考えるかぎり (いわば現金主義会計論的な発想にたてば)、資産・負債が計上されることはない (したがって、擬制資産・擬制負債が生ずることもない) のに対して、現金支出と費用との関係を切断するならば (いわば発生主義会計論的な発想にたてば)、現金支出額の繰延あるいは見越が必要になるので、擬制資産あるいは擬制負債 (負債性引当金) を計上せざるを得ない、という問題が生じてしまう。利益の平準化は、たしかに、こうした計算擬制項目の存否という問題にはかかわっている。しかし、そこでは、ス

トックの評価額の変動は格別に視野に入っているわけではないので、その変動を直接的に反映させるかどうか、という判断にはかかわっていないのである。

以上のように考えれば、擬制資産・負債を否定する処理 ($N_1 \cdot N_2$) は、平準化利益観でもないしボラティリティ反映利益観でもないことになる。つまり、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という概念によっては、説明することができないのである。そうであれば、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という分別は、理論的に破綻していると言わざるを得ないのではないだろうか。⁴⁾

IV 利益観と計算方式との一義的結び付きの妥当性

次に、利益観と計算方式との一義的結び付きの問題にふれておこう。図表5 (イ) に示したように、一般的には、平準化利益観はフロー起点方式とのみ結び付くのに対し、ボラティリティ反映利益観はストック起点方式とのみ結び付く、とみなされているのではないだろうか。しかし、Ⅲ (1) での検討結果によれば、図表6 で示した投機目的有価証券を時価評価した場合の会計処理 (Z) は、計算方式としては、明らかにストック起点方式に帰属している。しかし、利益観としては、平準化利益観に帰属しているとみなせないこともないのである。そうであれば、通説のように、平準化利益観およびボラティリティ反映利益観が、それぞれフロー起点方式およびストック起点方式と一義的に結び付いているとみなすことは、いささか単純化されすぎていると言えないこともない。

そのように考えれば、図表5 (イ) に示した利益観と計算方式との一義的結び付きは、理論的に成立しない可能性があると言ってもよいのではないだろうか。

V 計算方式の二項対立の妥当性

次に、③フロー起点方式とストック起点方式という計算方式の二項対立の妥当性いかに検討することにしよう。今日、計算方式としては、フロー起点方式とストック起点方式という二項対

4) 本文で述べたように、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立は、理論的に成立しない。そのことは、同時に、[平準化利益観—取得原価・「償却原価」] と [ボラティリティ反映利益観—時価] という二項対立も、理論的に成立しないということを含意している。

しかし、このふたつの二項対立は、意思決定有用性学説においては、論証する余地がないほどに、妥当なものともみなされているようである。そのかぎりでは、本文で述べたような疑問は、まったくの異説に他ならない。したがって、もしそうした議論に有意性が認められるならば、意思決定有用性学説の体系には、根本的な再考が迫られるであろう。しかし、その場合の具体的な内容は、まったく不明なので、ここでは、現在説かれている意思決定有用性学説を対象にせざるを得ない。したがって、以下の議論においては、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立、および [平準化利益観—取得原価・「償却原価」] と [ボラティリティ反映利益観—時価] という二項対立をとりあえず前提に据え、そのもとに導出された命題の是非を検討することにしよう。

立は、一般に妥当とみなされているようであるが、理論的にみて、本当に成立するのであろうか。実は、その点も、これまでの会計理論によっては、何ら論証されていないと筆者は考えている。そこで、ここでは、筆者なりに、この点を検討することにしよう。まず(1)では、フロー起点方式とストック起点方式という分別のいわば根拠とおぼしきものについて筆者なりに考えておこう。そして、(2)において、この二項対立に関する筆者の疑問を提起したうえで、筆者が妥当と考える計算方式の分別を提示することにしよう。

(1) フロー起点方式・ストック起点方式に関する一般的理解

今日、フロー起点方式・ストック起点方式という計算方式の二項対立は、広く一般に認知されているが、そこには、何か明確な学理的根拠があるのであろうか。筆者には、どうも、そのようには思えないのである。そこで、推測ではあるが、その点についての筆者の考えを若干述べることにしよう。

今日、フローとストックという用語は、日常用語としても広く一般に用いられている。しかも、その場合、漠然としてではあるが、フローは必ずストックの変動に行き着き、ストックの変動は必ずフローの変動を随伴しているとみなされているのではないだろうか。したがって、期中のフローの出入りの差額は、常に、期末と期首とのストック差額に等しいとみなされているようである。

フローとストックとの関係という点、会計においては、一般に、プールの事例が引合いにだされるが、そこにおけるフローとストックとは、物量性があるのであるから、そのフローとストックとの関係とは、正に、上述したような「期末ストック額-期首ストック額=期中インフロー額-期中アウトフロー額」という関係にあるのではないだろうか。そこでは、「フロー（物量的フロー）が存在することなく、ただストックの金額だけが変動する」という金融資産のケースは、まったく想定されていないようなのである。

このように、今日広く普及しているフローとストックという日常用語は、一般に、一対の対立概念と理解されているようである。こうした現状を前提とするかぎり、計算方式としては、フローとストックとのどちらかを起点にすることが、可能である。したがって、フローを起点とするかストックを起点とするかは、対立概念とみてよいであろう。そして、直前に述べた（プールの事例に見られるような）フローとストックとの関係を前提に据えるかぎり、フローを起点とすれば、他方のストックは派生的従属的に決定されざるを得ないし、ストックを起点とすれば、他方のフローが派生的従属的に導出されざるを得ないであろう。

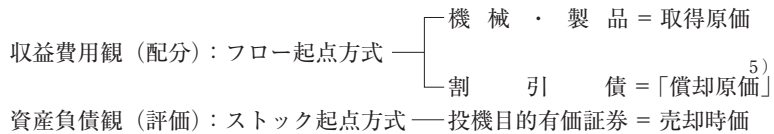
かくして、物量性があることを念頭において、フローとストックとが一般に対立概念と理解されている現状を踏まえれば、フローとストックとの関係について、フロー起点方式 [F→S] とストック起点方式 [S→F] というふたつの計算方式 (F: フロー, S: ストック) が、識別できることになろう。

このようにして、「フロー（物量的フロー）が存在することなく、ただストック額の変動だけがみられる」ものとしての金融資産の事例を無視したまま、フロー・ストックという一対の用語の

普及に伴う、いわば常識的な基盤に基づいて、フロー起点方式・ストック起点方式という二項対立が、形成されたのではないだろうか。そこには、確たる学理的根拠など、ないのではないだろうか。

以上のように、フロー起点方式とストック起点方式という計算方式の二項対立は、けっして確かな理論的根拠に基づいての識別ではないと筆者は考えている。そのことを、ここでは、その両方に帰属させられた具体的な勘定科目によって検討しよう。いま、機械・製品等の取得原価、割引債の「償却原価」、および投機目的有価証券（いわゆる売買目的有価証券のことであるが、以下では、投機目的有価証券と言う）の売却時価の三者を取り上げれば、計算方式上の関係は、今日の一般的理解によれば、次のようになろう。

<図表 8>



5) この償却原価という用語は、おそらく、機械等の取得原価（減価償却控除後の取得原価）と同類であることを示唆するために付された名称なのではないだろうか。しかしながら、割引債に関する「償却原価」というのは、機械等の取得原価とはまったく異質の概念であり、とりわけ、取得原価と償却とは、両立し得ないと言ってよいであろう。ここでは、その点にふれておきたい。

いま、第Ⅱ期末に121の償還が約定されている割引債を第Ⅰ期期首に100で購入したとしよう（つまり、利率は10%、また会計期間は1年）。その場合、取得原価という評価に着目すれば、次の（イ）のような仕訳が、想定できるのではないだろうか。

	（イ）		（ロ）	
第Ⅰ期期首	割引債 100,	現金 100	割引債 121,	現金 100
				前受利息 21
第Ⅰ期末	割引債 10,	受取利息 10	前受利息 10,	受取利息 10
第Ⅱ期末	割引債 11,	受取利息 11	前受利息 11,	受取利息 11
	現金 121,	割引債 121	現金 121,	割引債 121

この（イ）においては、購入時（第Ⅰ期期首）における割引債の額を取得原価とみることが、一応は可能である（しかし、純理論的には、取得原価ではなく、割引現在価値なのであるが、当面、この点は度外視する）。しかしながら、そこでは、割引債の額は、増加するばかりで、償却という事実は、存在しない。

それに対して、償却という側面に着目すれば、（ロ）のような仕訳にならざるを得ないであろう。この場合には、前受利息の償却があったとみることが、一応は可能であろう（ただし、（ロ）の仕訳は、純理論的には成立しないが、当面、この点は度外視する）。しかしながら、そこでは、購入時（第Ⅰ期期首）における割引債の額は、償還額つまり償還時の収入額であり、取得原価などではあり得ない。

以上のように、償却原価と取得原価とは両立し得ない関係にあり、したがって、償却原価という名称は、純理論的には、不適切である。用語法の乱れは概念の乱れであり、概念の乱れは思考の乱れであるから、償却原価という用語を用いることは、好ましいことではない。しかし、今日、この用語が既に普及していることを勘案して、本稿では、やむなく、「」を付して、「償却原価」と表記することにする。

ここで問題になるのは、フロー起点方式と割引債の「償却原価」との関係である。すなわち、図表8において、機械・製品等の取得原価がフロー起点方式に帰属すること、および投機目的有価証券の売却時価がストック起点方式に帰属することには、それなりに理屈がつくのかもしいないが、問題は、割引債の「償却原価」とフロー起点方式との関係である。すなわち、機械・製品等の取得原価の場合には、たしかに、資産価値の現実の流出（減価償却の発生あるいは売却製品の引渡し）があり、そのフロー（費用という損益計算の要素）が起点となって、それを差引いた残額として、未費用（将来費用）たるストック額（資産額）が導出されるので、フロー起点方式と言ってよいであろう。

しかし、割引債の「償却原価」の場合には、一方、資産価値の現実の流出入（フロー）がない。他方、それなのに、割引債というストックの金額が増えてゆくのである。たしかに、その増加額は、ストック起点方式に属する投機目的有価証券のように、売却時価（市場の動向）を反映したものであるのではないが、規則的に増えているいじょう、ストック額が、何らかの価値を反映していることも、事実なのである。そのかぎりでは、ストックが起点になっている、と言えないでもない。

これが、どうしてフロー起点方式に帰属するのであろうか。その妥当性は、けっして、自明のものともまでは言えないはずなのである。

もっとも、その点に関しては、一般的には、期首ストック額に当初の利子率を掛けることによって、まず受取利息というフロー額が算出され、次いで、それを期首ストック額に加算することによって初めて、期末ストック額が導出されるとみなされているようである。つまり、受取利息額というフローが算出されるまでは、期末ストック額は不明である、という理解のようである。

このように、観念的に期末ストック額の導出の仕方を記述すれば、割引債の「償却原価」評価は、フロー起点方式に帰属していると言えないこともないということになろう。

しかし、このように、一般に普及しているフローとストックという用語のいわば常識的な二項対立を根拠にして、フロー起点方式・ストック起点方式という二項対立を導出してしまつてよいのであろうか。また、受取利息というフローとおぼしきものの金額を単に計算上算出できる、といった技術的な理由で、割引債の「償却原価」をフロー起点方式に属していると結論してしまつてよいのであろうか。あまりにも理論的根拠が稀薄であるようにしか筆者には思えないのである。そこで、(2)において、この点を筆者なりに考えることにしよう。

(2) フロー起点方式・ストック起点方式の理論的欠陥

(i) フロー起点方式におけるフローの意義

そこで、まずフロー起点方式におけるフローの意義について考えてみよう。ここでは、一般にフロー起点方式に属するとみなされている商品の取得原価および割引債の「償却原価」を組上に載せることにしよう。いま、(イ) 現金100で購入した商品を現金で売却したケース、および(ロ) 10%の利子率が市場で認められている企業が発行した、2年後(第Ⅱ期期末)に121の償還が約束されている割引債を第Ⅰ期期首に購入したケースを想定して、その仕訳を示せば、次のよ

うになろう（購入企業および発行企業の会計期間は1年）。

<図表9>

(イ) 商品のケース

購入時：商品100, 現金100

販売時：売上原価100, 商品100

物量的フローが存在

(ロ) 割引債のケース

購入時：割引債100 (*1), 現金100

第I期期末時：割引債10, 受取利息10 (*2)

物量的フローが欠如

(*1) 購入時の割引債の価格： $121/1.1^2=100$

(*2) 期末時の受取利息額： $100 \times 0.1=10$

ここでは、(イ)の売上原価100と(ロ)の受取利息10とに着目しよう。一般的には、両者共に、フローという用語で語られているのではないだろうか。すなわち、共にフロー起点方式に属しているいじょう、当然、まずもって、フローが自律的に決定されていなければならない。したがって、そこには、現実に何らかのフローがあったとみなされていると考えざるを得ない。

しかし、本当にそのように考えてしまってよいのであろうか。(イ)商品の場合には、たしかに、売上原価100というフローの計上には、100という測定値が付された商品という一個独立の物財が、現実に流出している。そして、そのことは、経験的に認識できると言ってよいであろう。そこで、こうした経験的に認識できるフローを、ここでは、「物量的フロー」と名付けておこう。⁶⁾

しかし、その点、(ロ)における受取利息10の計上は、どうであろうか。たしかに、相手勘定として割引債10が記録されているが、この場合、10という測定値をもった一個独立の経済財が現実に流入したのであろうか。

もちろん、そうではない。割引債という同一の経済財に関して、その損益計算上のストック評価額が、第I期期首から第I期期末への時間的推移に伴い、100から110になったので、割引債と

6) 本文で例示した売上原価のように、いわゆる棚卸資産の流出の場合には、そこに、物量的フローがあったことも、経験的に了解できよう。

しかし、設備資産の減価償却の場合には、どうであろうか。そこに物量的フローがあったと言えるのであろうか。この点については、種々の考え方があろうが、減価償却をひとつの価値移転現象と想定して原価計算のプロセスを認めている会計理論の領域においては、減価償却にも、物量的フローがあると想定されていると考えてよいのではないだろうか。

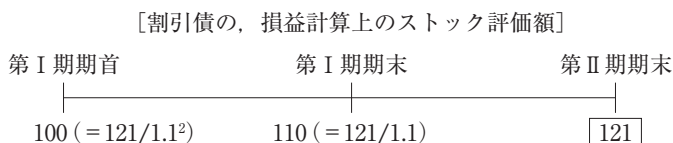
いまある材料をある機械に投入して製品を生産した場合、会計においては、材料の費消(a)も機械の使用(b)も、それぞれ、(a) [材料費××, 材料××] [製品××, 材料費××] と、(b) [減価償却費××, 機械××] [製品××, 減価償却費××] という形式的にまったく同一の仕訳によって処理されている。つまり、いずれのケースについても、価値移転という同じ現象があった、と会計学では考えられているわけである。

こうした価値移転現象が理論的に認められているいじょう、設備資産の減価償却にしても、会計学では、物量的フローの存在が想定されているとみてよいのではないだろうか。

いう同一の経済財のストック評価額を100から110にいわば訂正しただけのことにすぎない、と考えなければならないのではないだろうか。

その点を明らかにするために、いま割引債の、損益計算上のストック評価額を示せば、次のようになろう。

<図表10>



すなわち、割引債は、定利の獲得（この場合、10%の受取利息の獲得）を企図した経済財であるから、償還金額121を、1.1および1.1²で除した金額（当初の利子率に基づく割引債現在価値）が、それぞれ、第Ⅰ期期末額（110）および第Ⅰ期期首額（100）になる。これが、割引債の、損益計算上のストック評価額に他ならない。

このように、割引債という同一の経済財において、その損益計算上のストック評価額は、時間の経過に従って、100（第Ⅰ期期首額）から110（第Ⅰ期期末額）に、さらには121（第Ⅱ期期末額）へと、受取利息分だけ増価してゆくのである。第Ⅰ期期末についてみれば、同一の割引債において、第Ⅰ期期首に付されていた100が、1年間という時間の経過に従って、第Ⅰ期期末には、受取利息を含む金額110になったのである。そこで、割引債のストック評価額を100から110にいわば訂正しなければならない。つまり、割引債のストック評価額を10だけ増やさなければならない。それが、図表9（ロ）の第Ⅰ期期末時の仕訳における借方「割引債10」の意味するところに他ならない。

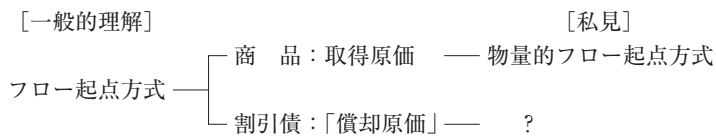
したがって、そこでは、商品における売上原価とは異なり、10という測定値を付され一個独立の経済財としての割引債が、現実に流入したわけではない。そこには、ここで言う物量的フローなど、どこにも存在しないのである。

以上のように考えれば、物量的フローの有無という点で、図表9における売上原価と受取利息とは、根本的に異なっているとみることができるのである。そうであれば、フロー起点方式における、売上原価というフロー概念と受取利息というフロー概念とは、統一的な意味が欠落していると言わざるを得ない。しかるに、この両者を共にフローとよんでよいことの根拠、つまり、このふたつのフロー概念を括る共通の属性は、これまでのところ、ほとんど問題にされていないのである。

もしこの両者を括る共通の属性がないとすれば、売上原価と受取利息とに、フローという同一の名称を付すことは、理論的には差し控えなければならないのではないだろうか。これまで、理論的に納得し得る共通の属性が提示されていないことからすれば、会計学の世界においては、当面、フローという概念は、存在しないとみるべきなのではないだろうか。

しかし、前述のように、物量的フローについては、経験的に、認知可能である。そこで、ここでは、計算方式の議論においては、フローという概念の使用を放棄して、物量的フローという概念だけを用いることにしたい。その場合には、図表9における（イ）売上原価については、物量的フロー概念を起点にして、ストックが導出されるとみることができるので、これを、ここでは、物量的フロー起点方式とよぶことにしよう。その場合、この方式には属さない割引債の受取利息の処遇が問われなければならないが、それは（iii）でふれることにして、以上を纏めれば、次のようになる。

<図表11>



（ii）ストック起点方式におけるフローの意義

次に、ストック起点方式におけるフローの意義をみてみよう。いま、投機目的有価証券を、時価100のとき購入したが、その期末には、時価が120になったとしよう。その場合、期末時には、[投機目的有価証券20, 有利得20]と仕訳されるが、この保有損益も、一般的には、ストック起点方式 [S → F] に帰属するいわゆるフローとみなされているようである。しかし、本当に、そのように理解してしまってよいのであろうか。このいわゆるフローなるものの実相を見究め、この保有損益を合理的に説明する計算方式を定式化することが、ここでの課題である。ここでは、この点を、割引債に関する受取利息と比較しながら、検討することにしてしよう。

まずこの保有損益には、物量的フローが欠如している点を取り上げよう。もっとも、（i）で抽出した割引債に関する知見を参照すれば、この保有損益には、物量的フローが欠落していることは、既に明らかであろう。とすれば、[S → F] における「F」は、概念的に存在し得ないということになる。

しかし、この点は、きわめて重要な問題なので、重複を厭わず、ここで再論することとしたい。すなわち、[投機目的有価証券20, 有利得20] という仕訳における有利得の計上にさいしては、20という測定値をもった一個独立の経済財としての投機目的有価証券が、流入したというわけではない。つまり、物量的フローは、一切存在しなかったのである。ただ、投機目的有価証券の、損益計算上のストック評価額が、期首時（購入時）における評価額100から、期末時には120になったので、しかし、勘定記録上は、期首時（購入時）の時価100のままになっているので、それを120にいわば訂正するために、[投機目的有価証券20, 有利得20] という仕訳が、きられたのである。この点は、割引債について述べた論理と異なるところは、まったくない。したがって、一個独立の経済財に関する物量的フローの存在は、一切認められないのである。そうであれば、「物量的フローだけをフローとする」という本稿の用語法によれば、フローは存在しないと

いうことになる。つまり、ストック起点方式 [S → F] における「F」は、存在しないのである。

以上のように、投機目的有価証券の評価差額には、物量的フローがないとすれば、保有損益とは一体何なのか、ということが問われなければならない。結論的には、「ストック差額」というより仕方ない概念であると筆者は考えている。この点を、ここでは、割引債の受取利息と比較しながら検討することにしよう。

図表9（ロ）において、第I期期末時の「割引債10, 受取利息10」という仕訳の借方項目「割引債10」は、一般的には、期末時の割引債ストック額と期首時の割引債ストック額との差額として算出されたものではないとみなされているようである。すなわち、図表9（ロ）の（*2）に示したように、期末ストック額とは無関係に、期首ストック額100に、予め定められた（契約された）利率率10%を掛けることによって、いわば独立的に算出されたとみなされているのである。

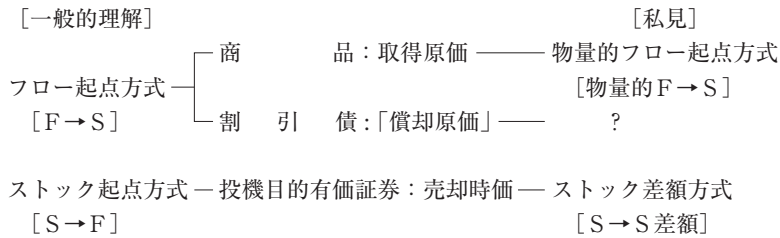
こうした計算の有意性については、後に検討されなくてはならないが（この点は、(iii)においてふれる）、上記のような一般的理解によるかぎり、受取利息額10は、既知の期末ストック額110と、同じく既知の期首ストック額100とのストック差額として算出されたとはいえない。既知なのは、あくまで、期首ストック額100および利率率10%だけであり、その両者を掛けることにより、受取利息額10が算出され、そして、その受取利息額10を期首ストック額100に加算することによって初めて、期末ストック額110が算出された、という論理になっている。つまり、受取利息額10が算出され、期首ストック額に加算されるまでは、期末ストック額は、未知数であるとみなされているようである。そのゆえに、割引債は、フロー起点方式に帰属させられたのではないだろうか。

それに対して、投機目的有価証券の保有利得20の場合には、期首ストック額100と期末ストック額120との差額としてしか、算出できない。上記の割引債の受取利息とは異なり、それ以外の算出の仕方（期首ストック額100と期末ストック額120との差額による算出以外の算出の仕方）は、存在し得ないのである。換言すれば、「何らかの形で独自に別途算出された、いわば既知の保有利得20を期首ストック額100に加算することによって初めて、いわば未知の期末ストック額120が算出された」、というのではないということである。既知なのは、あくまで期首ストック額100および期末ストック額120であり、その差額としてのみ、保有利得20が算出されたのである。

以上の検討結果によれば、投機目的有価証券の保有損益は、ストック起点方式 [S → F] に帰属しているとは言えない。たしかに、ストックSを起点とはしているが、それが生み出すものは、フローFではない。そこで、ここでは、これを、フローとは区別するために、「ストック差額」とよぶことにする。そして、この計算方式を、「ストック→ストック差額」として定式化し、「ストック差額方式」と名付けることにする。

以上を纏めれば、次のようになる（F：フロー、S：ストック）。

<図表12>



以上のように、フローとストックとの関係については、今日一般に普及しているフロー起点方式・ストック起点方式という分別より、物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分別のほうが、理論的に妥当であると筆者は考えているが、しかし、上の図表から明らかなように、その場合に問題なのは、割引債の「償却原価」の位置づけである。割引債の受取利息については、(i) でみたように、物量的フローが存在しないいじょう、物量的フロー起点方式ではあり得ない。

しかしながら、そうだからと言って、ストック差額方式とも言えない。すなわち、割引債の「償却原価」は、今日一般的には、フロー起点方式に帰属しているとみなされているが、その理解によれば、既述のように、受取利息は、既知の期首ストック額に既知の利子率を掛け合わせることによって、つまり、既知の期首ストック額と既知の期末ストック額との差額とはまったく別の形で（つまり、そのかぎりでは、期末ストック額とは無関係に）、独自に算出されるとみなされている。そして、その時点までは、期末ストック額は、いわば未知数であり、「受取利息額の算出を待ち、それを期首ストック額に加算することによって初めて、期末ストック額が判明する」、という論理になっているのである。これは、期首ストック額のみならず、期末ストック額もまた、既知数であり、既知数であるこのふたつのストック額の差額として、損益（保有利得）が算出されなければならない、とするストック差額方式の考え方とはまったく異なっている。

したがって、今日のこうした一般的理解によれば、割引債の「償却原価」は、ストック差額方式でもない。それでは、割引債の「償却原価」については、計算方式の視点からは、どのように考えたらよいのであろうか。この点を、次の (iii) で検討することにする。

(iii) 割引債の「償却原価」の位置づけ

今日一般に主張されているフロー起点方式とストック起点方式という計算方式の分別は、理論的に問題があるところから、それに代えて、筆者は、物量的フロー起点方式とストック差額方式という分別を提唱した。しかし、前述の議論によれば、割引債の「償却原価」は、物量的フロー起点方式にもストック差額方式にも該当しないということのようであった。そうであれば、この点は、一体どのように考えたらよいのであろうか。

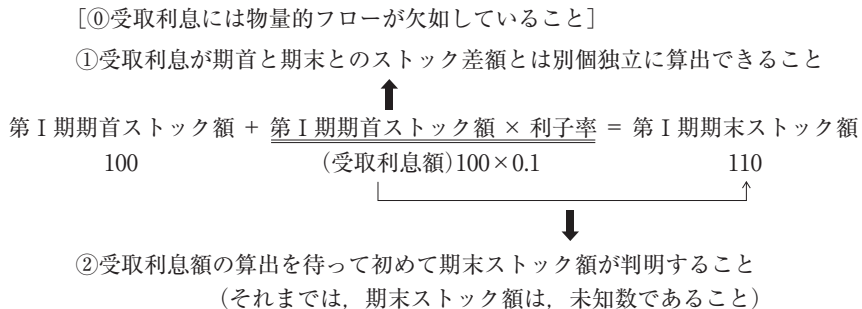
結論的に言えば、割引債の「償却原価」の特質がフロー起点方式に基づいて理解されてしまっている、という点に問題があると筆者は考えている。すなわち、「償却原価」について今日一般

に理解されているところ（つまり、フロー起点方式）によれば、その特質は、①受取利息が、期首と期末とのストック比較とはまったく無関係に（つまり、期末ストック額とは無関係に）、（期首ストック額と利率とから）独自の自律的に算出されること、そして②その受取利息額の算出を待ち、それを期首ストック額に加算することによって初めて、期末ストック額が判明すること（それまでは、期末ストック額は、未知数であること）、という2点に纏められるであろう。

しかし、こうした一般的理解とは別に、(i)での検討結果によれば、割引債の受取利息には物量的フローが欠如しているという特質が認められるので、これを便宜①としておこう（この①は、経験的に認知できるので、妥当な命題とみてよいはずである）。

以上を参照して、第I期期首ストック額、受取利息額、そして第I期期末ストック額の関係を示せば、次のようになろう。

<図表13>



割引債の「償却原価」に関しては、（フロー起点方式に基づいて）一般に信じられているこの特質①および②に問題があると筆者は考えている。まず②であるが、第I期期末ストック額110は、本当に、受取利息額10（=100×0.1）の算出を待つて初めて算出されたのであろうか。図表10によれば、そうした理解には、根本的に問題があるのではないだろうか。以下、その点に関する筆者の見解を述べることにしよう。

割引債は、人間労働力によって産出されたものではないから、製造原価（取得原価）という概念とも、製造原価に付加価値を付したものとしての売却時価という概念とも無縁である。その評価額は、将来の期待キャッシュインフローと利率とによる割引現在価値に基づいて決定される。当面の割引債の場合、その取得時点で、将来の期待キャッシュインフロー（償還額）121および利率10%は定まっているのであるから、第I期期首時点で、既に、第I期期末の評価額は、110として既知数のはずである。ことさらに、「第I期期首額100に利率10%を掛けることによって10を算出し、その受取利息10を第I期期首額100に加算することによって初めて、第I期期末額110が判明した」というのではない。

つまり、第I期期末額110は、当初から判明していたのである。しかし、現実に第I期期末になったにもかかわらず、割引債の勘定上の数値は、依然として、100のままになっている。そこ

で、割引債の勘定上の数値を110に訂正するために、簿外で「 $110 - 100 = 10$ 」という演算を行なったうえで、[割引債10, 受取利息10]という仕訳をきったのである。つまり、この仕訳における割引債10は、けっして、受取利息に関する独自の自律的な計算によって算出されたものではなく、簿外においてではあるが、あくまで、期首ストック額と期末ストック額との差額として算出されたものに他ならない。そして、その目的は、割引債の勘定上の数値を第I期期末額として損益計算上妥当なものに修正することにあるのである。

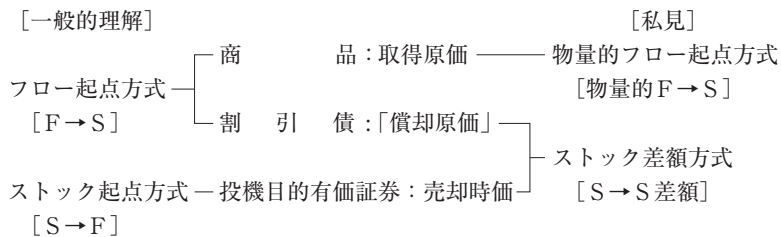
そうであれば、①についても、問題なしとしない。すなわち、上記のように、この受取利息が、本質的には、簿外において、期末ストック額と期首ストック額との差額として算出されたものであるとすれば、その金額にしても、本質的には、けっして、[第I期期首額 $100 \times$ 利率 $0.1 = 10$]として独自の自律的に算出されたものではないということになる。

本来、①受取利息には物量的フローが欠如している、という経験的に認知できる命題の存在を考えれば、受取利息額を、期首ストック額と期末ストック額との差額としてとは別に、独自の自律的に算出する方法など、ないと考えたほうが自然であろう。ただ、割引債の場合には、定利の獲得を企図しているので、各期末において、同一の利率が適用される。そのために、期末ストック額と期首ストック額との差額と、期首ストック額に利率を掛け合わせた金額とが、いわばたまたま、同額になっているとでも考えるべきなのではないだろうか。

以上のように考えれば、割引債の「償却原価」も、ストックを起点としつつ、受取利息をストック差額として算出する計算方式なのである。したがって、計算方式としては、ストック差額方式に属しているのである。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表14>



以上のような論理過程を経て、現行併存会計の計算方式としては、フロー起点方式とストック起点方式という二項対立は、理論的に成立しない（物量的フロー起点方式・ストック差額方式という分類が妥当である）、というのが筆者の結論である。

参 照 文 献

- 石川 [2003]: 石川純治稿「企業会計のハイブリッド構造——異なる計算系の併存と交錯の構造——」『會計』第163巻第1号
- 笠井 [2005]: 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010]: 笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅳ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013a]: 笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2013b]: 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(1)」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井 [2013c]: 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(2)」『三田商学研究』第56巻第5号
- 笠井 [2014]: 笠井昭次稿「計算対象の識別の重要性」『三田商学研究』第57巻第2号
- 笠井 [2018]: 笠井昭次稿「収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題(4)」『三田商学研究』第61巻第3号
- 武田 [2001]: 武田隆二稿「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号
- 角ヶ谷 [2009]: 角ヶ谷典幸著『割引現在価値会計論』森山書店
- 津守 [2002]: 津守常弘著『会計基準形成の論理』森山書店
- 平松・広瀬訳 [2010]: 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社
- 森田 [1995]: 森田哲彌稿「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号